

坂城町森林経営管理制度実施方針

令和３年３月策定
令和７年３月一部改訂

1 趣 旨

坂城町森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という）は、坂城町に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう坂城町が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 基本方針

坂城町の民有林のうち、私有林においては森林所有者（森林組合等林業事業体への長期施業委託を含む）による整備を森林経営計画の策定を通じて促しつつ、下記３に該当する森林を実施方針の「対象森林」として、当該対象森林の有する防災・減災や木材生産等の多面的機能の維持・増進を図るため、「環境林」と「生産林」に区分し、森林所有者への意向調査等の森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進めていく。

3 対象森林の考え方

対象森林は、下記（１）に該当する森林を除いた「私有林の人工林」において「適切な経営管理が行われていない森林」（適切な経営管理が行われていない恐れのある森林を含む）とし、令和３年４月以降必要に応じて随時追加又は除外できるものとする。

（令和３年３月現在）

対象森林の面積及び位置	５９０ｈａ	位置は「別紙１」のとおり
-------------	-------	--------------

（１）対象森林から除外する森林（次のいずれかに該当する森林）

- ア 公有林（県有林（県行造林地を含む）、町有林及び財産区有林）
- イ 天然林
- ウ 保安林
- エ 森林経営計画対象森林
- オ 上記以外の森林で間伐等の施業実績のある森林
- カ 集約が困難な矮小森林、現地調査等により施業の実施が困難な森林及び施業の必要がないと認められる森林（令和３年４月以降の調査を踏まえて随時除外）

（２）対象森林の追加

- ア 森林所有者の申出や地域住民の要望等により、当該森林の多面的機能の維持・増進が必要と認められる森林
- イ 森林経営計画対象林班において長期施業委託不同意森林（または所有者不明等で計画樹立者が所有者を明らかにできなかった森林）のうち、当該森林の多面的機能の維

- 持・増進や周辺森林の施業実施上同意取得が必要と認められる森林
- ウ その他、新たに防災・減災機能等の維持・増進を図ることが必要と認められる森林

(3) 対象森林の区分

対象森林について、当該森林の立地環境、社会環境及び森林資源の現況等から次の森林（区域）に区分し、それぞれに適した森林施業を推進する。

ア 環境林（環境保全を推進する区域）

立地環境（急傾斜地等）や社会環境（居住地等からの距離）等から木材生産より「環境保全」を優先すべき森林で、強度間伐等を通じた針広混交林施業等により森林の公益的機能の維持・増進を図る。

イ 生産林（木材生産を推進する区域）

立地環境（緩傾斜地等）や森林現況（資源充実）等から「木材生産」に適した森林で、林業経営を通じた人工林施業により木材の循環利用を図るとともに森林の公益的機能の維持・増進を図る。

4 意向調査

(1) 実施方法

対象森林の管理状況や今後の経営管理の意向等について、当該森林を所有する者又は管理する権限等を有する者に対して「アンケート形式」により郵送や説明会等により実施する。

(2) 実施区域

令和2年度に行った対象森林の立地環境、社会環境及び森林資源の現況等の定量評価結果に基づき優先度の高い区域から実施する。

なお、令和3年度以降は下記区域（林班）から順次着手し、その後は当該区域の実施状況や別に設置する「坂城町森林環境整備推進協議会」の意見等を踏まえて決定する。

	環 境 林 (環境保全を推進する区域)	生 産 林 (木材生産を推進する区域)	調査対象 森林面積
第1期	45 林 班	5 林 班	41.48ha
第2期	42 林 班	21～23 林 班	39.67ha
第3期	2 林 班	47 林 班	36.53ha
第4期	41 林 班	4 林 班	36.77ha
第5期	43 林 班	13 林 班	43.92ha
第6期	3 林 班	48 林 班	41.11ha

5 意向確認後の森林経営管理

意向調査の結果、森林所有者等が自ら経営管理を行う場合又は当面実施すべき施業がない場合を除き、下記のいずれかの方法により適切な森林の経営管理が行われるよう調整を進める。

(1) 林業事業体への委託による経営管理

林業経営に適すると判断される場合（生産林を想定）は、森林組合等林業事業体と連携・調整の上、森林経営管理委託による森林経営計画の策定を進める。

また、森林経営計画に基づく施業が実施され既存事業の補助対象となった場合は、必要に応じて「坂城町森林造成事業」により支援（嵩上補助）するものとする。

(2) 三者協定による経営管理

上記（1）による経営管理が適さない場合（環境林を想定）は、森林組合等林業事業体と連携・調整の上、森林所有者、林業事業体の長及び坂城町長（長野県森林づくり県民税活用事業の補助対象となる場合は長野県長野地域振興局長）の三者による整備協定の締結を進める。

また、当該協定に基づく施業が実施された場合は、必要に応じて「坂城町森林環境整備推進事業」により支援（直接補助）するものとする。

(3) 森林経営管理権の設定

森林経営管理法に基づく森林経営管理権の設定は当面行わないが、上記（1）又は（2）での経営管理の実施が困難な場合は坂城町による管理権の設定等を検討するものとする。

6 実施費用

実施方針に基づき坂城町が実施する意向調査や森林経営管理に係る補助金（坂城町森林造成事業を除く）その他森林整備等に必要な費用は、坂城町への森林環境譲与税及び当該譲与税により造成した坂城町森林づくり基金を財源とし、財源の許す範囲で実施するものとする。

7 その他特記事項

(1) 実施方針の公表

実施方針については、坂城町のホームページ等により公表する。

また、意向調査の実施状況等から実施方針の見直しが必要となった場合は、「坂城町森林環境整備推進協議会」の意見等を聞きながら随時見直しを行う。

(2) 調査結果の反映

実施方針に基づき行った意向調査や現地調査等の結果、森林簿や林地台帳等の森林情報と差異があった場合は修正等を随時実施し、森林経営管理の効率的な運用に資するように努める。

(3) 実施体制

実施方針に基づき行う意向調査等の業務については、必要に応じて外部委託等を行って効率的な制度運用を図る。